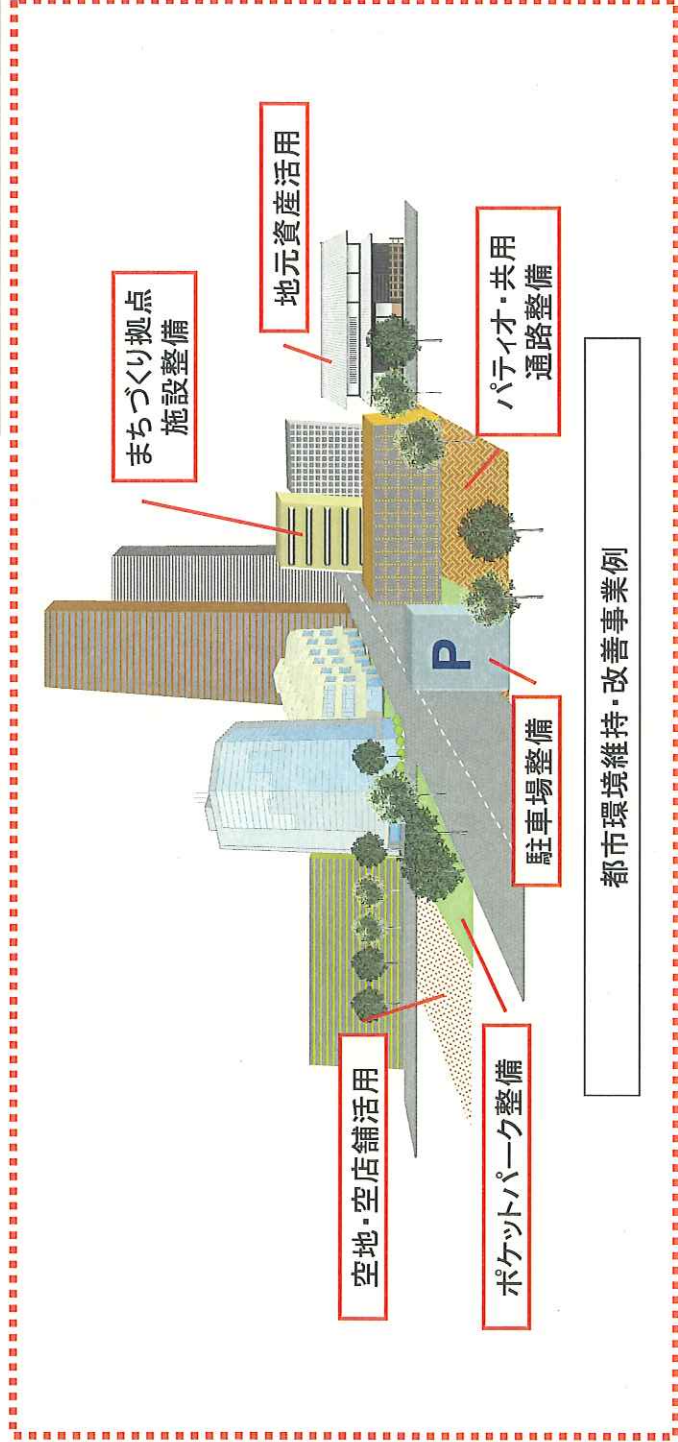
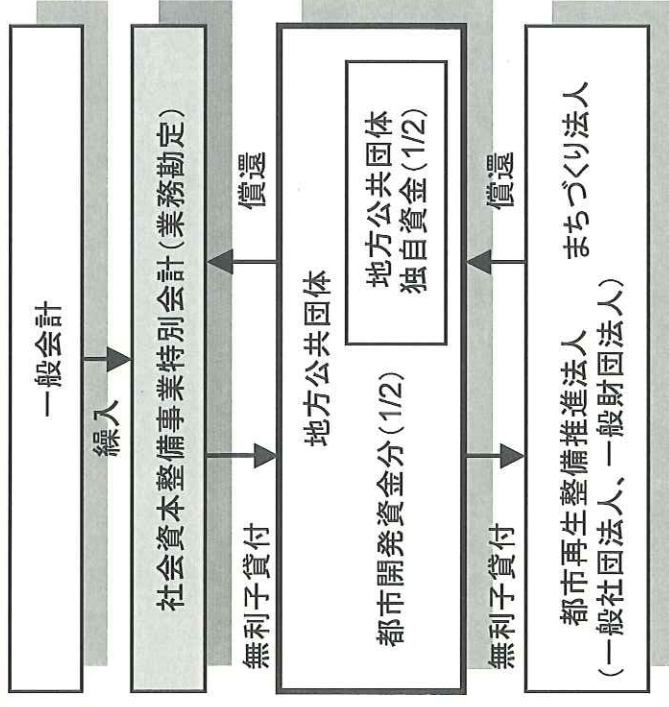


まちづくり会社等に対する無利子貸付制度について

金融情勢が急速に悪化している現状に対応し、地域の住民や地元企業等が主体となったまちづくり活動を資金面から支えるため、まちづくり会社等が、まちの活性化のポトルネックとなっていることが多い**空き地・空き店舗の活用**や**集客力の強化を図るための駐車場整備等**に対して**無利子貸付**を行う。

平成21年度予算額：20億円

空き地・空き店舗の活用や駐車場整備等に対して無利子貸付



都市環境改善支援事業(エリアマネジメント支援事業)

平成21年度予算額 1.5億円

民間のまちづくりの担い手による地区レベルの都市環境改善活動を促進するため、国として特に推進すべき施策により都市環境が創出される地域・地区において、**計画コーディネートや、公共・共用空間の活用等を内容とする都市環境維持・改善計画の作成に加え、同計画に基づき行われるモデル的な社会実験・実証事業等の取組に対して支援する。**

計画コーディネート支援
(まちづくり活動支援、
計画立案・調整)



都市環境維持・改善計画作成支援
(住民意向調査、コンサルタント派遣、
都市環境維持・改善計画作成)

事業主体

- ・地方公共団体
- ・中心市街地活性化協議会
- ・景観協議会
- ・民間事業者等

社会実験・実証事業等支援

〈補助対象イメージ〉



にぎわいの創出のため
オープンカフェの設置



市街地整備によって創出した
セットバック空間の地域の住
民団体による維持・管理



周辺環境に調和した高質
な屋外広告物を掲出

歩行者ネットワーク協定について

- 地域住民や地元企業等が主体となったまちづくりのための新たな協定制度
- 費用の適正な分担を図りつつ質の高い歩行者空間の整備・管理を行うことにより、快適な公共空間を実現

概要

- ・ 歩行者の移動上の利便性・安全性の向上のための経路（歩行者デッキ、地下通路、歩行者専用通路等）の整備・管理について、土地所有者等が全員合意により締結する協定。
- ・ 市町村長が認可。

区域

- ① 都市再生緊急整備地域（65地域 6,612ha）
- ② 都市再生整備計画区域（= まちづくり交付金の区域：1,428地区）のうち、一定の要件をみたすものとして、同計画に記載された区域。

内容

- ・ 管理費用の適正な分担
- ・ バンチ、植栽、エスカレーター等の設置管理
- ・ 広告物の設置・管理 ・ 清掃・防犯活動
- ・ 歩行者経路（デッキ、地下通路等）の整備・存続 等

承継効

売買等で土地所有者等がかわっても、従後の土地所有者等に対して協定の内容が及ぶ効力（民法の特例）

協定内容を担保

<必要性①>

経営状況の悪化等により所有者が変わってしまった場合にも、新たな所有者にデッキ等の経路を確保する義務が承継される。



途切れた歩行者デッキ

協定のイメージ

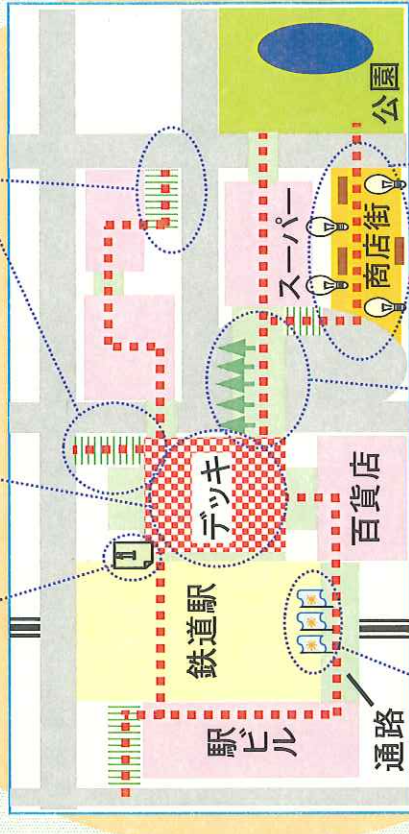
は歩行者経路



案内板の設置・管理

歩行者デッキ等の整備

エレベーター等の設置・管理



広告物の設置・管理



清掃・防犯活動



街灯・ベンチの設置・管理



協定に基づく活動費用の適正な分担

<必要性②>

歩行者ネットワーク上のポケットパークや街路灯・ベンチなどの維持管理費用に係る取り決めについて、土地所有者等が入れ替わった場合にも承継される。

まちづくり交付金の拡充

- まちづくり交付金は、地域の自主性・裁量性を活かした総合的・一体的なまちづくりを進めるための制度として全国の都市再生に大きく貢献。
- 中心市街地の活性化、歴史まちづくり、低炭素型まちづくり等の国として特に推進すべき施策の実現において、まちづくり交付金のより一層の支援が期待されているところ。

国の施策に関連した都市再生への支援の強化

【制度改正内容】

国として特に推進すべき施策に関連した都市再生を促進する観点から、まちづくり交付金において、以下のいずれかの計画等に関連する地区であって一定の要件を満たす場合には、市町村が作成する都市再生整備計画に基づき実施する事業等に対する国の支援割合の上限を45%（現行40%）とする。

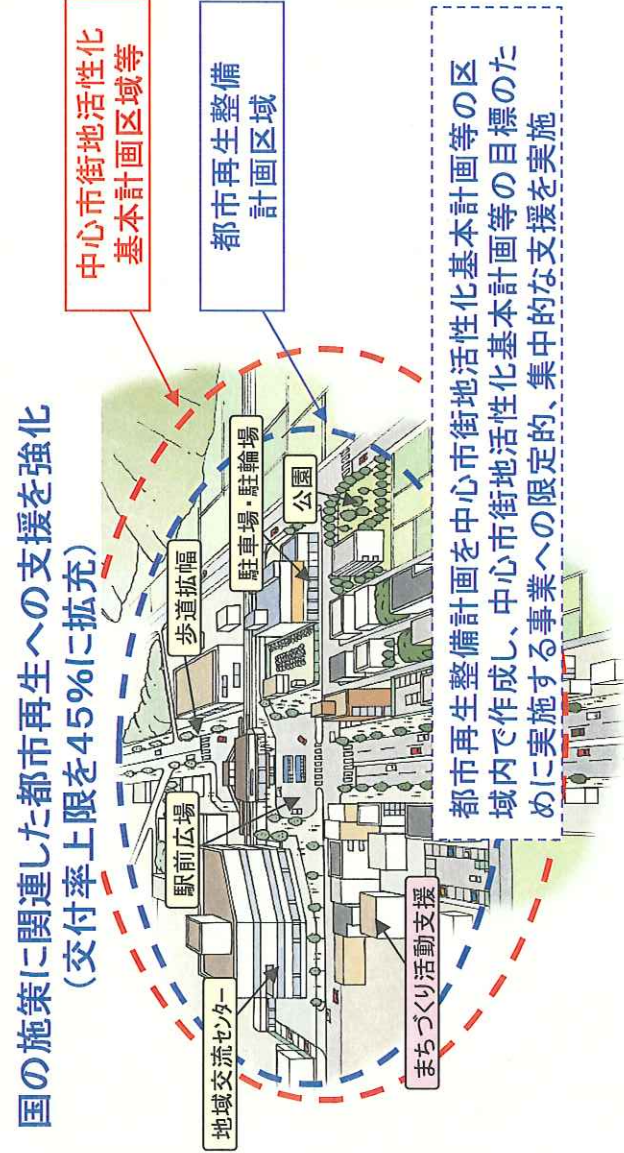
- ① 都市再生緊急整備地域
- ② 中心市街地活性化基本計画
- ③ 歴史的風致維持向上計画
- ④ 環境・交通まちづくり（環境モデル都市、都市・地域総合交通戦略関連）



都市拠点の形成
（都市再生緊急整備地域）



中心市街地活性化
（中心市街地活性化基本計画）



国の施策に関連した都市再生への支援を強化 （交付率上限を45%に拡充）

都市再生整備計画を中心市街地活性化基本計画等の区域内で作成し、中心市街地活性化基本計画等の目標のために実施する事業への限定的、集中的な支援を実施



歴史まちづくり
（歴史的風致維持向上計画）



低炭素型まちづくり
（環境・交通まちづくり）

都市再生関連施策の経緯

都市再生本部の設置

以下のような状況を背景として、都市再生が平成13年4月に発足した**小泉内閣による構造改革の大きな柱**となったこと等を受けて、**平成13年5月に内閣に都市再生本部が設置**。

- ・バブル崩壊以後、**地価の下落や国際競争力の低下**に歯止めがかからない状況
- ・少子高齢化、情報化等の進展に伴い、**社会・経済環境の変化による、産業構造転換の必要性**
- ・災害に対する脆弱性、断片的な国土利用、慢性的な交通渋滞など、**大都市における負の遺産の存在**

<都市再生本部>

【設置年月日】平成13年5月8日(閣議決定) → 都市再生特別措置法により法律に位置づけ(平成14年6月1日)

【構成員】 本部長・内閣総理大臣 副本部長・内閣官房長官・国土交通大臣 本部長・他のすべての国務大臣

- 【所掌事務】
- ・ 都市再生基本方針の案の作成・実施の推進
 - ・ 都市再生緊急整備地域を指定する政令の立案、地域整備方針の作成・実施の推進
 - ・ 都市の再生に関する施策で重要なものの企画・立案・総合調整

都市再生特別措置法の制定

平成14年に都市再生特別措置法を制定。政令で指定した都市再生緊急整備地域に対する以下の支援措置を創設。

- ・都市再生特別地区の活用
- ・民間都市再生事業計画の認定制度による金融支援(出資・社債等取得、債務保証、無利子貸付)・税制特例(税制特例は平成15年～)

その後の経緯

都市再生特別措置法の改正により、以下の施策が講じられるなど、時宜に応じた都市再生関連施策が推進されている。

- <平成16年> まちづくり交付金制度の創設
- <平成17年> まちづくり交付金のエリアを対象とした民間都市再生整備事業計画の認定制度による金融支援・税制特例の創設
- <平成19年> 民間都市再生事業計画の認定期限の5年延長
- <平成21年> 歩行者ネットワーク協定制度、まちづくり会社等に対する無利子貸付制度の創設 等

都市再生関連施策

都市再生本部

都市再生基本方針

民間の活力を中心とした都市再生

都市再生緊急整備地域(地域整備方針)
(65地域 6,612ha)

都市計画等の特例

- 都市再生特別地区
(既存の用途地域等に基づく規制を適用除外)(43計画)

- 都市計画提案制度

- 都市再生事業に係る認可等の特例
(都市計画決定からすみやかに事業のための事業認可を決定)

大臣認定

民間都市再生事業計画(29計画)

民都機構による支援

- 無利子貸付
- 出資・社債等取得
- 債務保証

税制特例

- 割増償却
- 固定資産税・都市計画税の軽減
- 不動産取得税の軽減 等

歩行者ネットワーク協定 (都市再生歩行者経路協定)

公共施設整備と民間活力の連携による全国都市再生

都市再生整備計画

まちづくりを財政的に支援
・まちづくり交付金
(748市町村、1,276地区)

都市再生機構による支援

- 都市再生整備計画の受託の本来業務化

大臣認定

民間都市再生整備事業計画
(20計画)

民都機構による支援

- 出資等
- 税制特例
- 割増償却
- 不動産取得税の軽減 等

歩行者ネットワーク協定
(都市再生整備歩行者経路協定)

まちづくり会社等への無利子貸付